

ご出産おめでとうございます!



## 北茨城市の子育て支援（出産期）

窓 □ ⇒市民課にて手続きをされた後、各課にて手続きをお願いします。

### 出生届

※出生後  
14日以内に  
提出下さい

お子様のご誕生おめでとうございます。  
出生届（14日以内に届出）を市民課へ提出後、  
次の手続きが必要です。

手続きの種類	制度の内容	
	担当課	必要なもの
① 医療費助成制度 (マル福・北福) (P.7)	健康保険を使って医療機関等にかかったときの一部負担金を県と市が助成します。 (18歳までの医療費無料)	
	保険年金課	保険証(お子さんが記載されたもの)、 印鑑、振込口座がわかるもの、 所得証明書(必要な方のみ)
② 児童手当 (P.7)	中学生以下のお子さんを養育している方に手当を支給します。(出生後、15日以内に必ず手続きをお願いします)	
	子育て支援課	両親のマイナンバーカードが確認できるもの、印鑑、振込口座がわかるもの(第1子のみ)、 ※その他の書類が必要となる場合がありますので、担当課で確認してください。
③ 子育て世帯応援 商品券 (P.7)	第1子、第2子の出産に対し商品券を支給します。 (条件あり)	
	子育て支援課	印鑑
④ 出産祝金 (P.7)	第3子以降を出産し養育する方に対し祝金を支給します。(現在2人以上の児童を養育していること等、条件あり)	
	子育て支援課	印鑑
⑤ 母子訪問 サービス (P.6)	新生児期(生後28日以内)の赤ちゃんがいる家庭に2回まで無料で助産師等が訪問します。(日時等要申込) また、生まれた赤ちゃんの体重が2,500g未満のときは、出生届と一緒に低体重児の届出が必要です。	
	健康づくり支援課	母子健康手帳

助産師等による  
新生児訪問  
・  
こんにちは  
赤ちゃん訪問  
(母子訪問サービス)

内容 生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師や助産師が訪問し、子育て相談や産後のお母さんの健康相談などを行います。新生児期(生後28日以内)の訪問をご希望の際は、必ず事前申し込みが必要です。

対象 産婦及び新生児、生後4か月までの乳児

窓 □ 健康づくり支援課。必要書類等をお問い合わせください。

妊産婦  
医療費助成

助成制度

(P.4参照)

妊産婦  
健康診査

助成制度

(P.4参照)

北茨城市独自  
産前・産後  
サポート  
事業

(P.4参照)



未熟児  
養育医療

助成制度

内容 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。

※養育医療の給付範囲(診察、食事、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、指定医療機関への入院、移送(特定の場合のみ))

※養育医療の対象外:保険が適用されない治療費等(例:おむつ代、ねまき代、差額室料、文書料等)

対象 下記①、②のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認める場合に対象となります。

- ①出生時の体重が2,000g以下
- ②生活能力が特に薄弱であるもの

窓 □ 健康づくり支援課。必要書類等をお問い合わせください。

北茨城市独自  
新生児  
聴覚検査助成

助成制度

内容 先天性新生児聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるようにするため、新生児を対象に「耳のきこえ」の検査を行います。生まれたときに「きこえ」に異常がないかを確認する意味でも、この検査を受けることをお勧めします(検査の一部を助成します)。

対象 新生児

実施方法等 初回検査:原則として出生後入院中に行うもの

確認検査:初回検査で要再検査となった場合に受ける検査で、おおむね生後1週間以内に行うもの。

窓 □ 健康づくり支援課。必要書類等をお問い合わせください。

北茨城市独自  
子育て世帯  
応援商品券・  
出産祝金  
助成制度

**内容** 第1子又は第2子の出産に対し、1万円の子育て世帯応援商品券を支給します。また、第3子以降の出産に対し出産祝金を支給します。第3子は10万円、第4子は30万円、第5子以降は50万円となります。

**対象** 父または母のいずれかが出産の日まで1年以上引き続き北茨城市に住所を有していること※市税等に滞納がある場合や市外に転出している場合は該当になりません。※出産祝金のみ、現に2人以上の児童を養育し、第3子以降を出産し養育することの条件有。

**窓口** 子育て支援課。必要書類等をお問い合わせください。

児童手当  
手当の支給



**内容** 中学3年生までの児童を養育している人に対して手当が支給されます。必ず出生後15日以内に手続きください。

**対象** 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

**支給額** **3歳未満**：一律15,000円、**3歳以上小学校修了前**：一律10,000円（第3子以降は15,000円）、**中学生**：一律10,000円 ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち3番目以降をいいます。

**支給時期** 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

**窓口** 子育て支援課

北茨城市独自  
医療費助成制度  
(マル福・北福)  
助成制度

18歳までの  
医療費無料

**内容** **茨城県の制度**：医療福祉費支給制度（マル福）とは、小児・ひとり親家庭・重度心身障害者などの受給対象の方が、健康保険を使って医療機関等を受診した場合、一部負担金を県と市の公費で助成する制度です。医療機関等を受診する場合は、健康保険証と医療福祉費受給者証（白色）を提示してください。

※この制度には所得制限があります。

**北茨城市独自の制度**：市では、小児マル福対象者への所得制限の撤廃および対象年齢の拡大を実施しています（北福）。所得制限による小児マル福非該当の方および18歳までの外来受診分の医療費を市の公費で助成します。また、小児マル福（県マル福・北福）を使って医療機関等を受診した場合の自己負担額を市が負担します。北福の小児医療福祉費受給者証は緑色です。

**対象** 小児・ひとり親世帯の母子および父子・重度の障害をお持ちの方

**窓口** 保険年金課。必要書類等をお問い合わせください。

健やかな生活をサポートします



北茨城市の子育て支援（乳幼児期）

**対象** 就学前のお子さんとその保護者

**内容** 育児相談や子育ての各種講座、教室や園庭開放など、親子の交流の場を設け、子育てに関する支援をしています。

（場所：子育てマップP.29～34に記載あり）

中郷子どもの家 [中郷町石岡]、磯原子どもの家 [磯原町磯原]、エンゼル [磯原町磯原]、AIAI [大津町]

※毎月の市報や市の健診時にイベントカレンダーの周知をしています。上記以外にも子育てサークルが多数あります（サークルマップ配布：健康づくり支援課）。

北茨城市独自  
子育て支援  
センター

**内容** 子育て体験トークは、一人で悩みがちな子育て期の親を対象に、互いに学び励まし合う場として年2～3回実施しています。

**対象** 子育て期の親またはお子さんを養育されている方

**窓口** 生涯学習課

子育て体験トーク  
子育てセミナー

**内容** 出産後、医療機関、助産所、自宅にて助産師などから、心身のケアや育児のサポートを受けられます。宿泊型、通所型、訪問型に利用形態が分かれ、合わせて7日以内利用が可能です（各自己負担額あり※ただし市民税非課税世帯及び生活保護の場合は免除あり）。

**ケアの内容**：健康管理、乳房ケア、発育や発達チェック、授乳指導、スキンケア、沐浴指導、育児相談等

**対象** 北茨城市に住所を有する出産後1年以内の母親とその赤ちゃんで、下記①から③までの全てに当てはまる方。

①体調の不調、育児不安のある方 ②ご家族などから産後の協力を得るのが難しい方 ③母子ともに、入院治療を必要としない方

**窓口** 健康づくり支援課

北茨城市独自  
産後ケア  
事業



北茨城市独自

## 乳幼児 子育て相談

- 育児相談
- 早期療育指導支援システム
- カンガルークラブ
- コアラ教室

### 育児相談

- 内容** 生後5か月児以上の乳幼児の育児について相談に応じます。毎月1回開催。
- 対象** 乳幼児（就学前のお子さん）
- 窓口** 健康づくり支援課。予約制。前日までに電話で申し込みください。

### 早期療育指導支援システム

- 内容** 乳幼児健診等において発達に心配のある未就学児に対して、療育指導専門員や保健師が、発達相談、療育指導、療育相談、教育学的診断等に応じます。
- 対象** 発達に心配のある未就学児
- 窓口** 健康づくり支援課。予約制。

### カンガルークラブ（あそびの教室）

- 内容** ことばが少し遅い、発達がゆっくりなど、子育てに心配のある方の相談等に心理相談員、保育士、保健師が応じます。また、お子さんに対し、あそびの教室を実施しています。毎月保健センターにて開催。
- 対象** ことばが少し遅い、発達がゆっくりなど、子育てに心配のある幼児
- 窓口** 健康づくり支援課。予約制。

### コアラ教室（乳幼児健康診査二次検診）

- 内容** 発達に不安のある方に、心理相談員、保健師が相談に応じ、小児神経科専門医が発達診断を行います。※個別相談です。
- 対象** 未就学児
- 窓口** 健康づくり支援課。予約制。



## 保育の 一時預かり

- 内容** 保護者の疾病等により一時的に保育が困難になったとき、臨時又は緊急に児童を認定こども園及び保育所で受け入れます。
- 対象** 疾病等により一時的に保育が困難になった保護者および児童
- 窓口** 一時預かり保育を行っている保育所、認定こども園（P.24参照）

## 4か月児 健康診査

- 内容** 内科診察、身体測定、子育て・母乳相談、離乳食相談
- 対象** 4か月児
- 窓口** 健康づくり支援課（場所：保健センター）  
※対象世帯に個別通知します。

## 離乳食教室

※託児できます

- 内容** 乳児（5～6か月頃）のかんたん離乳食教室です。事前にお電話にてお申し込みください。
- 対象** 乳児の保護者
- 窓口** 健康づくり支援課（場所：保健センター）。予約制。



## ブック スタート

- 内容** 4か月児健康診査時、絵本のセットを贈呈します。
- 対象** 4か月児健康診査該当児
- 窓口** 図書館、健康づくり支援課

## 乳児一般 健康診査

助成制度

6～7か月、  
9～10か月の2回

- 内容** 市が費用の一部を補助して、乳児期（6～7か月、9～10か月）の2回健康診査が受けられます。事前に医療機関に予約をし、受診の際に受診票（妊娠届時に交付）を医療機関に提出してください。
- 対象** 6～7か月、9～10か月の乳児
- 窓口** 健康づくり支援課

## 1歳6か月児 健康診査

- 内容** 内科及び歯科診察、歯みがき相談、希望者へのフッ素塗布、身体計測、子育て・栄養相談
- 対象** 1歳6か月児
- 窓口** 健康づくり支援課（場所：保健センター）  
※対象世帯に個別通知します。

## 2歳児 歯科健康診査

- 内容** 歯科診察、歯みがき指導、子育て・栄養相談
- 対象** 2歳児
- 窓口** 健康づくり支援課（場所：保健センター）  
※対象世帯に個別通知します。



## 3歳児 健康診査

- 内容** 内科及び歯科診察、身体測定、尿検査、視力・聴力アンケート、子育て・栄養相談
- 対象** 3歳児
- 窓口** 健康づくり支援課（場所：保健センター）  
※対象世帯に個別通知します。

## 学校生活のスタートです



### 北茨城市の子育て支援(小学校入学準備~高校)

#### 就学时 健康診断

- 内容** 次年度に小学校へ入学する児童を対象に、健康診断を行います。健診は入学予定の小学校で行います。
  - 対象** 次年度に小学校へ入学する児童
  - 窓口** 教育総務課（場所：各小学校）
- ※対象世帯に個別通知します。

#### 就学援助(要保護・ 準要保護児童 生徒援助)制度 助成制度

- 内容** 学校教育に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対して、必要経費の一部を支給します。
- 対象** 学校教育に必要な費用の支払いが困難な児童生徒（中学生まで）の保護者
- 窓口** 教育総務課

#### 北茨城市独自 記念品贈呈 (ランドセル)

- 内容** 新しく市内の小学校へ入学する児童に対し、入学式に、ランドセル・道具箱・スプーンセット等を贈呈します。
- 対象** 小学校新一年生
- 窓口** 教育総務課



#### 放課後 児童クラブ

(P.25参照)

#### ファミリー サポート センター

(P.26参照)

#### 思春期教室 (いのちの授業)

- 内容** 命の大切さ、すばらしさを子どもたちに伝え、自他ともに大切にできる心を育む。また、妊娠・出産や心身の変化に対する正しい知識を伝え、自分の性を受容し、自ら望ましい行動を選択する力を育てます。
- 対象** 市内小中学生の児童生徒とその保護者
- 窓口** 健康づくり支援課

## 悩まず相談してください



#### 緊急相談 窓口

- 内容** お子様の急な病気等で心配なときにご相談ください。
- 対象** お子様の急な病気等で心配な保護者等
- 窓口** (24時間365日受付) 茨城子ども救急電話相談  
短縮ダイヤル # 8000 または 03-6667-3377  
(全ての電話から)

#### 虐待・児童相談 (地域で子ども を守るために)

#### 児童虐待 とは

児童虐待は、家庭という外からは見えにくい場所で行われることが多く、発見が遅れることにより子どもの成長・発達に深刻な影響を与え、時には子どもの命に関わることもある深刻な問題です。子どもを虐待から守るため、地域社会全体の協力が求められています。たとえ親が「愛情を持って子どもをしつけているのだ」と主張しても、その行為が結果的に子どもの発育や発達に悪い影響を与えているならば、それは児童虐待と言わざるを得ないのです。虐待に気づいたり、虐待の疑いがある場合には、ためらわずに児童相談所または市役所に連絡（通告）してください。



- 身体的虐待** …… 殴る、蹴るなどの暴力、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** …… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- 心理的虐待** …… 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう (DV) など
- ネグレクト** …… 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かない など

#### 虐待かも と思ったら

虐待を受けたと思われる子ども  
がいたら

ご自身が  
出産や子育てに  
悩んだら

子育てに悩む  
親がいたら

#### 児童相談所

全国共通ダイヤル

いち はやく  
**189番へ**

(24時間対応)

- ・日立児童相談所 0294-22-0294
- ・いばらき虐待ホットライン(24時間対応) 0293-22-0293

#### 児童相談所又は市町村の相談窓口にご連絡ください。

※児童相談所や市役所の調査の結果が虐待ではなかったとしても、通告したことは問題になりません。また、通告者の秘密は固く守られます。

#### 虐待に関する相談・通告は

子育て支援課  
TEL: 0293-43-1111(内線134)

※今現在、子どもが殴られていたり、深刻な状態にあるときは警察署 **110番**へご連絡ください。

